

<市第 188 号議案関連資料>

横浜市区役所事務分掌条例の制定について

1 趣旨

区役所の役割を明らかにするとともに、地方自治法の一部改正に伴い区役所が分掌する事務を定めるため、横浜市区役所事務分掌条例（以下「条例」という。）を制定します。

2 経緯

第 30 次地方制度調査会の答申を踏まえ、区役所が分掌する事務を条例で定める等の地方自治法（以下「法」という。）の一部改正が行われ、平成 28 年 4 月 1 日に施行されることになりました。

この法改正に当たっては、市長及び議長等に対して総務大臣から通知が出され、条例については、どのような区のあり方がふさわしいか十分検討した上で立案する必要があること、また、議会においても、どのような区のあり方がふさわしいか十分に議論することが重要であることとされました。

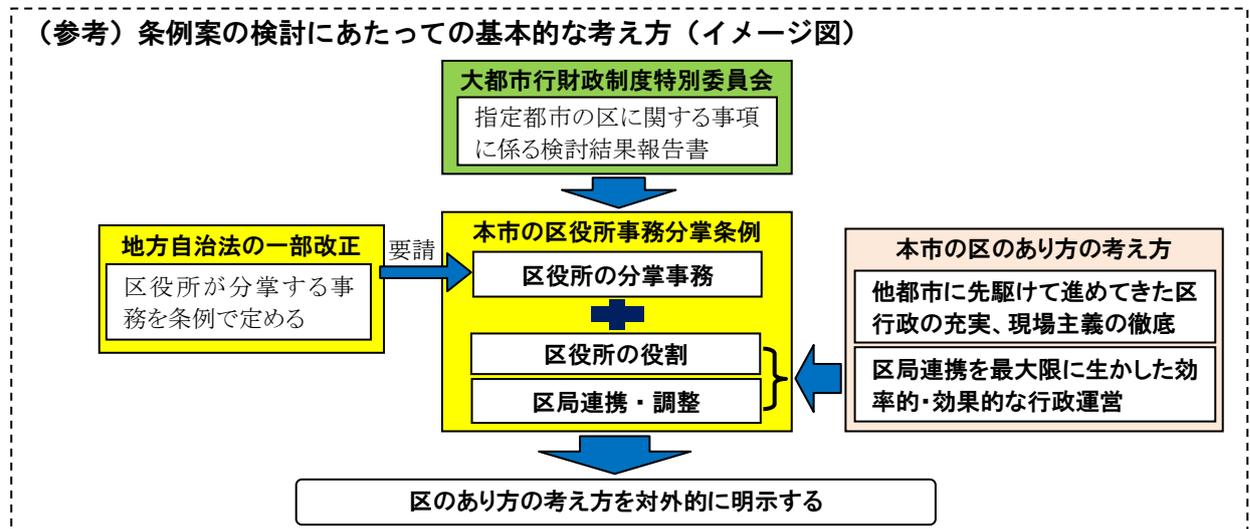
これを受け、大都市行財政制度特別委員会で指定都市の区に関する事項が検討され、平成 27 年 11 月 30 日に報告書がまとめられました。

本市では、報告書の内容も踏まえ、条例案の検討にあたっての基本的な考え方を整理した上で、具体的な条例の内容について検討を行いました。

3 条例の検討にあたっての基本的な考え方

本市では、他都市に先駆けて行ってきた区行政の充実や現場主義の徹底など、住民に身近な区役所の重要性を踏まえた取組をさらに進めるとともに、区局連携を最大限に生かした効率的・効果的な行政運営を行っていきます。

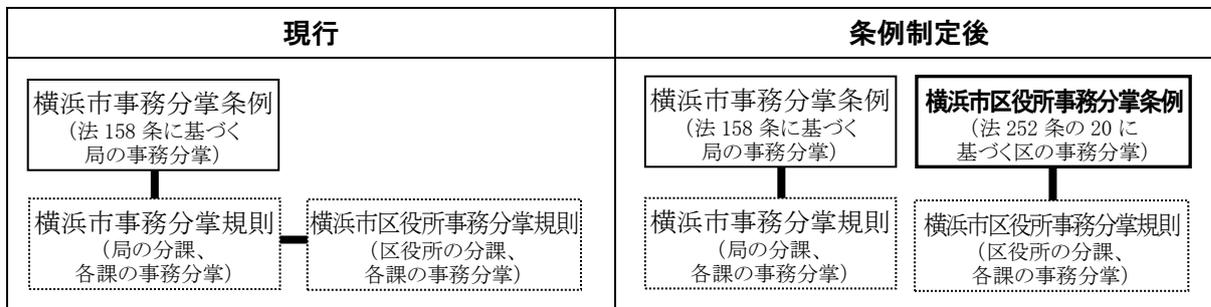
こうした「区のあり方」に関する考え方を踏まえ、条例には、法が要請する区役所の分掌事務を列記するだけでなく、区役所の役割や、区局連携・調整に関する事項などを対外的に明示することとします。



4 条例の位置付け

区役所が分掌する事務については、これまで条例で定めることとされていなかったため、横浜市区役所事務分掌規則（昭和 52 年 6 月 10 日規則第 68 号）により、区役所の各課の詳細な事務分掌を定めていました。

今回の区役所事務分掌条例の制定に伴い、区役所についても、局と同様に、事務分掌に係る条例と規則が定められることとなります。



5 条例の主な内容

(1) 区役所の役割（第 2 条関係）

第 2 条 区役所は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 住民に身近な行政サービスを提供すること。
- (2) 区の地域における協働を総合的に支援すること。
- (3) 区の地域における課題及び要望を把握し、並びに市政に関する情報を提供すること。
- (4) 区の地域の特性に応じた行政運営を推進すること。
- (5) 区の区域内において横浜市が行う事務事業について必要な総合調整を行い、区における総合行政の推進を図ること。

区役所の役割については、条例の検討にあたっての基本的な考え方に従い、本市の「区のあり方の考え方」を対外的に明示するため、

- ・ 地域の総合行政機関及び地域協働の総合支援拠点としての区役所の機能強化に取り組むこと
- ・ 地域によって異なる課題や要望に対し、自ら創意工夫して迅速かつ的確に対応するとともに、縦割りになりがちな局等の関係機関との連携・調整を区役所が中心となって行うこと

を踏まえ、条例に示すものです。

(2) 区役所の事務分掌（第 3 条関係）

第 3 条 区役所の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 区の行政運営に係る企画及び総合調整に関する事項
- (2) 区における地域の振興に関する事項
- (3) 区における戸籍及び住民基本台帳に関する事項
- (4) 区における社会福祉、保健及び衛生に関する事項
- (5) 区における住民の安全に資するまちづくりに関する事項
- (6) その他区における住民に身近な行政サービスに関する事項

2 区役所の組織の事務分掌については、規則で定める。

区役所の事務分掌については、区役所の役割を担うために必要な事務を市民に分かりやすく示す必要があることから、区役所で行う事務を概括的かつ簡潔な表現で示すものです。

条文の各号に該当する主な事務は、次のとおりです。

| 第3条各号の条文 | 具体的な事務の内容 |
|--------------------------------|---|
| (1) 区の行政運営に係る企画及び総合調整に関する事項 | 地域の課題・要望等に基づき、区の行政運営全体の方向性の検討や区内の事務事業の企画・調整など、地域の特性に応じた区の行政運営を推進するための事務 |
| (2) 区における地域の振興に関する事項 | 地域における協働の総合的な支援、自治会町内会等の市民組織との連携、文化・スポーツ・商工業の振興などに係る事務 |
| (3) 区における戸籍及び住民基本台帳に関する事項 | 市民生活の基盤であり、法令により区役所で行うこととされている戸籍・住民基本台帳などに係る事務 |
| (4) 区における社会福祉、保健及び衛生に関する事項 | 子ども、高齢者、食品衛生、生活保護及び国民健康保険に関することなどに係る事務 |
| (5) 区における住民の安全に資するまちづくりに関する事項 | 防災・防犯、道路・下水道・河川・公園等の管理・維持・修繕など、住民が安心・安全な生活を送るための事務 |
| (6) その他区における住民に身近な行政サービスに関する事項 | 上記(1)～(5)に含まれないもので、区役所で提供することが望ましい行政サービスに関する事務 |

(3) 区長の意見陳述等（第4条関係）

第4条 区長は、当該区の地域における課題を解決し、又は要望に対応するため必要があると認めるときは、関係する局長（横浜市事務分掌条例（昭和26年10月横浜市条例第44号）第1条に掲げる統括本部及び局、消防局、水道局、交通局並びに医療局病院経営本部の長並びに教育長をいう。）と協議を行うものとする。

2 市長は、前項の協議に関し、必要と認めるものについて、区長が当該予算、制度等に関する意見を述べる機会を設けるものとする。

区長の意見陳述等については、本市が行政区の強みである区と局の連携を最大限に生かした効率的・効果的な行政運営を行っている中で、区役所における地域の課題・要望への対応をさらに充実させるために、区局の連携・調整機能を明文化することで、これまで以上に住民の声に寄り添った市政運営を行えるようにするものです。

6 施行期日

平成28年4月1日

【参考】地方自治法（改正後）（抜粋）

第 158 条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の 長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定める ものとする。

2 （略）

（区の設置）

第 252 条の 20 指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くものとする。

2 区の事務所又はその出張所の位置、名称及び所管区域並びに 区の事務所が分掌する事務は、条例でこれを定めなければならない。

3 区にその事務所の長として区長を置く。

（以下略）